

大阪 IR 実施協定案の公表

1日の大阪市報道発表資料によると、5日に副首都推進本部会議が府庁で開催される。議題は「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備関連協定（案）等について」で、夢洲 IR 関連協定に注目したが、もう一つ会議の内容が分からなかった。

産経新聞 2 日朝刊が会議の内容や実施協定について伝えていたので、記事を抜粋して紹介する。

大阪府市は 1 日、IR の開業に必要な取り決めをまとめた「実施協定」の案を公表すると明らかにした。関係者によると、開業時期が当初想定のとおり令和 11 年から 12 年以降にずれ込むことを盛り込む方針。今後は国の認可を経た上で、IR 事業者と 9 月末までの協定締結を目指す。

府市でつくる IR 推進局によると、協定案には事業運営体制や IR の国際競争力を高めるための施策、事業者が協定に違反した際の措置、ギャンブル依存症対策などを明記する。府市は成長戦略などについて議論する副首都推進本部会議を 5 日に開き、協定案を議論した上で国に申請。認可を経て事業者と協定を締結する。事業者はカジノ免許の交付を国に申請し、カジノ管理委員会の審査を経て免許が交付されれば、開業に必要な手続きが整う。

8 月 31 日にもレポートしたように、写真の「基本協定書」別紙 2 の事業日程によると、実施協定の認可の申請は府と SPC(事業者)が実施主体となっている。記事によると、5 日に協定案を議論した上で国に申請。認可を経て事業者と協定を締結するとなっているが、実施協定の申請については事業者も実施主体ではないのか。

記事では「実施協定」の案を 5 日に公表すると記してあるが、それは事業者も了解済みなのだろうか。情報公開請求により入手した公文書では、基本協定における事業者の解除権（事業実施の前提条件が未成熟の場合）として、次の 7 点が列挙されている。1 税制、2 カジノ規則、3 資金調達、4 土地条件・工事条件、5 新型コロナウイルス感染症、6 財務悪化、7 重大な悪影響

これらの前提条件のなかでも、4 の「土地課題(地盤沈下、液状化、土壌汚染、残土処分等)」について、大阪市において悪影響の発生防止を確実にする対策が実施されることについて、事業者が 9 月末まで解除権を延長して前提条件の見極めをしているのではないのか。土地課題は立地協定や事業用定期借地権設定契約で問題されるのか。それと、なぜ副首都本部会議の場で IR カジノ計画が審議されるのか疑問だ。

府庁に行くと心身とも不調になるが、重要案件なので傍聴に出かけることにしよう。

(2023年9月4日)

区域整備計画の認定の申請	府、SPC
区域整備計画の認定	国土交通大臣
実施協定の認可の申請	府、SPC
実施協定の締結	府、SPC
立地協定の締結	府、市、SPC
事業用定期借地権設定契約の締結	市、SPC

※国土交通大臣による区域整備計画の認定の時期は府庁